

議案第7号

亀山市消防団条例の一部改正について

亀山市消防団条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月25日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

亀山市消防団条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

亀山市消防団条例の一部を改正する条例

亀山市消防団条例（平成17年亀山市条例第148号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第13条 団員には、<u>年額報酬及び出動報酬（第4項において「報酬」という。）</u>を支給する。</p> <p>2 <u>年額報酬の額は、別表第1左欄に掲げる階級に応じ、同表右欄に定めるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれの勤務した期間に応じて月割により計算した額とする。</u></p> <p>[ (1) 及び (2) 略 ]</p> <p>3 <u>出動報酬は、別表第2左欄に掲げる活動に従事した団員に対し支給するものとし、その額は、当該活動に応じ、同表中欄に定めるとおりとする。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>(費用弁償)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第13条 団員には、<u>別表第1に定める報酬</u>を支給する。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれの勤務した期間に応じて月割により計算した額の報酬を支給する。</u></p> <p>[ (1) 及び (2) 略 ]</p> <p>[項を加える。]</p> <p>3 [略]</p> <p>(費用弁償)</p>

<p>第14条 <u>団員が別表第2左欄に掲げる活動に従事したときは、その費用を弁償する。この場合において、費用弁償として支給する額は、当該活動に応じ、同表右欄に定めるとおりとする。</u></p> <p>[2～4 略]</p> <p>別表第1（第13条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>年額報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	階級	年額報酬	[略]	[略]	<p>第14条 <u>団員には、別表第2に定める費用弁償を支給する。</u></p> <p>[2～4 略]</p> <p>別表第1（第13条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>報酬年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	階級	報酬年額	[略]	[略]
階級	年額報酬								
[略]	[略]								
階級	報酬年額								
[略]	[略]								
備考 表中の [ ] の記載は注記である。									

別表第2を次のように改める。

別表第2（第13条、第14条関係）

区分		出勤報酬	費用弁償
水火災その他の災害のため の出動	4時間未満	日額 5,000円	1回 300円
	4時間以上	日額 8,000円	1回 300円
水火災その他の災害の警戒及び行方不明者の 捜索のための出動		日額 4,000円	1回 300円
訓練		日額 4,000円	1回 300円
広報活動及び指導（講習会における指導をいう。）		日額 4,000円	1回 300円
研修及び会議に出席		日額 3,000円	1回 300円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。